

建築基準法第44条第1項ただし書き第2号に基づく
道路内の建築制限における許可の建築審査会包括同意基準

1 趣旨

この基準は、建築基準法（以下、「法」という。）第44条第1項ただし書き第2号に基づく許可に関するもののうち、公益上必要なものであり、通行上支障がないものと認められる建築物について、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ること（以下、「包括同意」という。）を定めて、許可の手続きの迅速化を図るものである。

2 適用の範囲

この基準は、路線バスの停留所の上屋について適用する。

3 包括同意の基準

包括同意を適用する許可については、次の基準に適合すること。

(1) 公益上必要なものとする基準

設置する者が、国、地方公共団体又は路線バス事業者（道路運送法第3条第1号イに規定する事業を営営するものをいう。）であること。

(2) 通行上支障がないものとする基準

通行上支障がないものとする基準は、次の各号に該当するものとする。

① 設置場所については、交差点から5mを超え、かつ、次の各号に該当すること。

一 幅員2m以上の歩道（道路構造令第2条第1項第1号に規定されている歩道に限る。以下同じ。）又は駅前広場等の島式乗降場であること。

二 歩道部分における通行上有効な幅員が2m以上であること。

② 歩道部分における上屋は、奥行き2m以下であること。ただし、歩道幅員が5m以上であるか、又は駅前広場等の島式乗降場に設ける場合は、この限りではない。

③ 設置する上屋が側壁を有する場合には、次の各号に該当すること。

一 側壁の幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないこと。

二 壁面の面数は、三面以内とし、壁面のない面は高さ2.1m以上開放されていること。

三 壁面の材料は、透明なものであること。

④ ベンチを設置する場合は、固定式とすること。

⑤ 上屋の構造は片持ち式とし、主要構造部を不燃材料で造り、他の建築物から独立した構造であること。

また、側壁を設置する場合は、難燃材料以上の材料を用いること。

⑥ 歩道面から上屋の最高の高さが3.5m以下、梁及び桁の下端までの高さが2.5m以上であること。

⑦ 屋根には、雨水を排水するための樋等を設け、適切に放流すること。

4 関係機関との協議

申請を行う場合は、「通行上の支障」に関する意見を伺うために、所管する地域の道路管理者、消防及び警察署に対し協議を行い、「通行上の支障が無いこと」の確認を得ること。

5 建築審査会の同意

特定行政庁は、この包括同意の基準に適合している建築許可申請については、既に建築審査会が同意したものとして、許可することができる。

6 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意により許可した建築物については、建築審査会へ報告するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 平成30年3月23日の建築審査会にて包括同意
- 3 この基準は、平成30年11月26日から施行する。